

第9章 自治体による一時保管

| | |
|----|--|
| 1. | 本章の対象 |
| 2. | 自治体による一時保管における原則 |
| 3. | 受入れ基準の設定 |
| 4. | 石綿含有廃棄物の一時保管 |
| 5. | 仮置場における分別・保管 分別・保管について 破碎又は切断の方法 |

1. 本章の対象

この章に示す一時保管は、災害時において、自治体が地域防災計画等に基づき実施する災害廃棄物の一時保管である。

自治体が設置する仮置場には、地震や津波、水害により廃棄物となった建築物等、住民等の片付けごみ、被災建築物等の解体等工事に伴う廃棄物等が持ち込まれる可能性がある。

本章においては、住民等の片付けごみ及び被災建築物等の解体等工事に伴う廃棄物の受入れ、分別、保管について示し、津波等により廃棄物となった建築物等の処理については、別途『第10章 津波等に発生した混合廃棄物の処理における留意事項』において示すこととする。

解体等工事現場において行う搬出までの保管については、『第7章 4. 石綿に係る廃棄物の区分及び5. 石綿含有廃棄物等の解体等工事現場における保管及び搬出』を参照のこと。

2. 自治体による一時保管における原則

【実施事項】

自治体（廃棄物対策担当部署）は、災害廃棄物の仮置場への受入れに際し、事前に石綿含有廃棄物等（廃石綿等及び石綿含有廃棄物）に係る受入れ基準を定め、これらに従って持込むよう解体等事業者や住民、ボランティア等に周知を行う必要がある。

なお、廃石綿等については原則として仮置場への受入れは行わず、許可のある中間処理施設又は最終処分場に直接搬出するよう事業者を指導すること。

【解説】

自治体は、災害廃棄物の仮置場への受入れに際し、事前に石綿含有廃棄物等の受入れ可否及び、受入れを行う場合は、荷姿、区分等の受入れ基準を定めておく必要がある。また、受入れ基準については、解体等事業者、住民及びボランティア等に事前に周知すること。

なお、廃石綿等は他の廃棄物等との接触等により梱包が破損した場合、周辺に石綿が飛散

するリスクが大きいことから、原則として仮置場への受入れは行わず、廃石綿等の処分に係る許可のある中間処理施設・最終処分場に直接持ち込むよう事業者等の指導を行うこと。

中間処理施設や最終処分場が被災により受入れが困難で、やむを得ず仮置場に廃石綿等を受入れる場合は、適切に梱包されていることを確認し、建材等に廃石綿等の付着がある場合には、持込み者に回収させることを原則とすること（石綿を含まないことが明確でない吹付け材の付着も同様とする。『3. 受入れ基準の設定』参照）。廃石綿等の保管に当たっては、解体場所における保管と同様に『第7章 5. 石綿含有廃棄物等の解体等工事現場における保管及び搬出』に示される事項を実施すること。なお、可能であれば、堅牢な容器を用いるか、プレハブ倉庫等の保管場所を設けて保管することが望ましい。

石綿に係る廃棄物の区分ごとの取扱いフローを図9.1に示した。

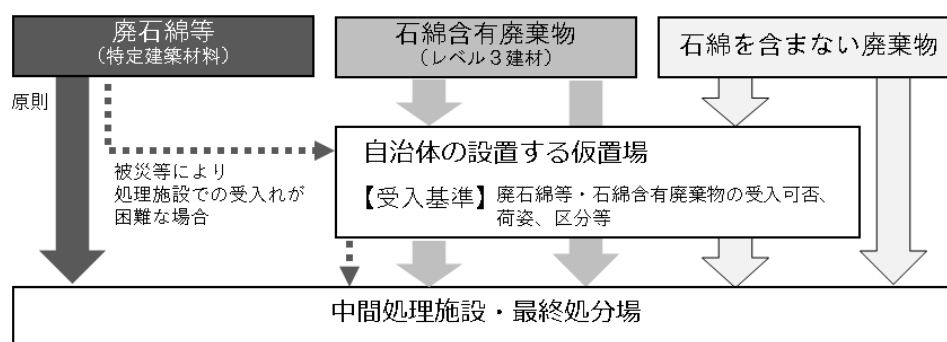


図 9.1 石綿に係る廃棄物の区分ごとの取扱いフロー

3. 受入れ基準の設定

【実施事項】

仮置場を設置する自治体は、事前に石綿含有廃棄物等（廃石綿等及び石綿含有廃棄物）の受入れ可否及び、受入れを行う場合は、以下の事項に関する受入れ基準を定めるとともに、解体等事業者、住民及びボランティア等に対し、事前に周知すること。

- (1) 受入れ荷姿（大きさ・梱包等）
- (2) 受入れ廃棄物の区分（石綿に関して区分する）
- (3) 必要な書類等

【解説】

被災建築物等の解体により発生した廃棄物は、一時保管を実施し、処分までの時間を確保することにより、平常時と同様の適切な処理が可能となる部分が増える。従って、仮置場への受入れに際しては、長期間の保管に向く荷姿で受入れることが望ましい。

また、仮置場においては、減容化のために廃棄物の破砕処理を行うことがあるが、石綿を含有する廃棄物を破砕した場合は石綿が飛散することから、石綿を含有するおそれのある廃棄物に関しては、状況の分かっている解体等工事現場において分別等の適切な処理を実施しておく必要がある。

(1) 受入れ荷姿について

- ① 受入れ荷姿については、大きさ及び梱包について、表 9.1 の区分ごとに定める必要がある。
- ② 受入れ石綿含有廃棄物の大きさについては、最終処分までの運搬等の工程を踏まえて、適切な大きさを定める必要がある。
- ③ 吹付け材の付着している鉄骨材等、疑わしいものの受入れについては、石綿無含有であることが設計図書、分析等により調査されていることを確認の上、受入れられる。

(2) 受入れ廃棄物の区分について（石綿に関する区分）

石綿に関する廃棄物の区分は、表 9.1 の3区分とすること。

なお、分別や運搬、処分のために3区分以上が必要とされる場合は、必要な区分を設定すること。

表 9.1 仮置場における石綿に係る廃棄物の区分

| 必要な区分 | 主な廃棄物 | 仮置場への受入れ |
|------------|--|----------|
| 廃石綿等 | <ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿（レベル1 建材） ・石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材（レベル2 建材） ※石綿含有とみなして除去したものを含む ・石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、電動ファン付き呼吸用保護具等のフィルタ、保護衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれがあるもの | × |
| 石綿含有廃棄物 | <p>石綿含有成形板等、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（レベル3 建材）。</p> <p>※石綿含有とみなして除去したものを含む （石綿含有の可能性のあるスレート波板、窯業系サイディング、スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、岩綿吸音板、石膏ボード等であって、分析による判定を行っていないもの）</p> | ○ |
| 石綿を含まない廃棄物 | 石綿を含まないがれき類、木くず、金属くず等 | ○ |

(3) 必要な書類等について

石綿の含有状況を確認する資料として、マニフェストに換えて、解体等事前調査の結果を確認することも検討しておくこと。

特に、吹付け材については、目視により石綿の含有の有無を判定することはできないため、設計図書等に石綿ありの情報がない場合には、分析調査等による判定を行う必要がある。鉄骨材等に残存し付着したものと、分別後の袋詰めされたもの双方について解体等事前調査結果の書類を確認すること。

4. 石綿含有廃棄物の一時保管

【実施事項】

石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管すること。
 受入れの際に検査を実施し、石綿含有廃棄物が他の区分のものと混在していないことを確認すること。

【解説】

石綿含有廃棄物は、他の廃棄物と仕切りを設ける等の措置により区分すること。

また、仮置場への受入れに際しては必ず検査を実施し、石綿含有廃棄物が適切に分別されていることを確認すること。分別が不適切な場合は、排出者を確認し、適宜指導を行うこと。検査は、コンクリートガラ等の石綿を含まないとされているものに、石綿を含むものが混在しないことについて特に注意すること。

廃棄物の受入れ後も、石綿を含まない廃棄物の中に石綿含有廃棄物が混入していないか随時確認し、混入していた場合には適切に分別すること。

その他の事項については、『第7章 5. 石綿含有廃棄物等の解体等工事現場における保管及び搬出』に従うこと。



フレキシブルコンテナバッグによる保管状況（一次仮置場）

写真：熊本県

図 9.2 仮置場における成形板の保管事例

5. 仮置場における分別・保管

5.1 分別・保管について

【実施事項】

石綿含有成形板等の分別は、解体等の現場において実施することが原則であるが、やむを得ない場合には、石綿の飛散の無いように、次の作業手順で実施すること。

(1) 分別場所周辺の養生

分別場所の周辺には粉じん等の飛散防止幕を設置し、散水装置等を設置すること。

(2) 石綿含有成形板等の分別

石綿含有成形板等を分別する際は、手作業を原則とする。

やむを得ない場合は、散水等によって湿潤化した後、機械等によって撤去すること。

なお、処分又は再生のための破砕又は切断は原則禁止とされているので行わないこと。成形板の定型の大きさ（定尺 90cm×180cm、長尺 90cm×270cm）が梱包できるような大きさのフレキシブルコンテナバッグが市販されているので、これを利用するとよい。

(3) 破砕及び切断

収集・運搬のためやむを得ず破砕又は切断する場合には、散水等によって十分に湿潤化した後に、必要最小限度の破砕又は切断を行うこと。

(4) 石綿含有成形板等の分別後の措置

分別した石綿含有成形板等は、保管基準に従い適切に区分して保管する。

(5) 防じんマスクの着用

石綿含有成形板等を取扱う場合は、その作業内容によって、適切な防じんマスクを着用すること（破砕・切断を行う場合は、国家検定規格 RL3 又は RS3）。

【解説】

(1) 分別場所周辺の養生について

石綿含有成形板等の取扱作業については、石綿障害予防規則の管理規定に従い、作業に当たっては、石綿障害予防規則第 13 条及び第 14 条の規定により湿潤化、保護具の着用等の措置を行うこと。また、分別場所周辺に粉じん等の飛散を防止するために飛散防止幕を設置し撤去物を十分湿潤化できる散水装置を設置すること（※9-1）。

(2) 石綿含有成形板等の分別について

石綿含有成形板等を分別する際には手作業を原則とする。

やむを得ない場合は散水によって湿潤化した後、機械等によって撤去すること。

なお、処分又は再生のための破砕又は切断は原則禁止されているので、これを実施してはならない。

(3) 破砕及び切断について

収集及び運搬のため、やむを得ず破砕又は切断を行う場合には、必要最小限とし、

散水等による湿潤化等、飛散防止に努めること。飛散防止措置については『5.2 破碎又は切断の方法』参照。

(4) 石綿含有成形板等の分別後の措置について

分別後の石綿含有廃棄物は、『4. 石綿含有廃棄物の一時保管』に従い適切に保管する。

(※9-1) 石綿障害予防規則第13条及び第14条について

石綿障害予防規則 (抜粋)

(平成十七年二月二十四日 厚生労働省令第二十一号)

(中略)

(石綿等の切断等の作業に係る措置)

第十三条

事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、この限りでない。

- 一 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
- 二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を含む。）
- 三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
- 四 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
- 五 粉状の石綿等を混合する作業
- 六 前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

2 事業者は、石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

第十四条

事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第六条第二項第一号の規定により隔離を行った作業場所において、同条第一項第一号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る。）を使用させなければならない。

2 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。

3 労働者は、事業者から前二項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

5.2 破碎又は切断の方法

【実施事項】

収集・運搬のため、破碎又は切断が必要な場合には、適切な方法により石綿の飛散防止に努めること。

【解説】

収集・運搬のため、必要な破碎又は切断の方法として環境大臣が定める方法は、「石綿含有廃棄物を排出する場所における運搬車への積み込みに必要な最小限度の方法であって、石綿含有廃棄物が飛散しないように散水等の方法により石綿含有廃棄物を湿潤化するものとする」（平成18年環境省告示第102号 第1条第2項及び第2条第2項参照）と定められている（※9-2）。

石綿含有廃棄物（建材）の種類によっては、散水では十分な飛散防止効果が得られない場合もあることから、その場合、水槽等に浸けながら破断する、湿潤化後、ビニール袋内で破断する等の方法により飛散防止対策を行う。

（※9-2） 破碎又は切断の方法について

石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（抜粋）（平成十八年七月二十七日 環境省告示第百二号）

（中略）

（石綿含有一般廃棄物の処分又は再生の方法）

第一条（中略）

2 令第三条第二号ト(2)ただし書の規定による石綿含有一般廃棄物の収集又は運搬のため必要な破碎又は切断の方法として環境大臣が定める方法は、石綿含有一般廃棄物を排出する場所における運搬車への積み込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行う方法であって、石綿含有一般廃棄物が飛散しないように、散水等により石綿含有一般廃棄物を湿潤化するものとする。

（石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法）

第二条（中略）

2 令第六条第一項第二号ニ(2)ただし書の規定による石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬のため必要な破碎又は切断の方法として環境大臣が定める方法は、前条第二項に規定する方法とする